

◆佐賀県医師信用組合

令和6年3月現在

《 融資のご案内 》
医師会会員で組合員(1口1,000円以上の出資者)の方

【住宅ローン】※完済時年齢80歳以下

対象者	融資金額	融資利率 (35年以内)	担保	連帯保証人
B① 会員	1億円 (所要金額 の範囲内)	0.77% (変動金利)	不動産担保 (抵当権 第一順位)	原則 配偶者
B② 会員		1.30% (5年固定)		
C 会員		1.80% (10年固定)		
		団信保険料込 保証料不要		

【オートローン】

対象者	融資金額	融資利率 (7年以内)	連帯保証人
B① B② C	1千万円 (所要金額 の範囲内)	1.60% 保証料不要	500万円以内 不要 500万円超 1名

【ドクターフリーローン・ドクター教育ローン】※完済時年齢75歳以下

対象者	融資金額	融資利率 (ドクターフリーローン)	融資利率 (ドクター教育ローン)	連帯保証人
B① B② C	フリー 1千万円 教育 2千万円	1年以内 2.10% 3年以内 2.20% 5年以内 2.40% 7年以内 2.50% 10年以内 2.60%	1年以内 1.90% 3年以内 2.00% 5年以内 2.20% 7年以内 2.30% 10年以内 2.40% 15年以内 2.45%	原則 不要
		保証料込	保証料込	

◎ドクターフリーローン

…お使いみちは限定しません(事業性資金は除きます)

◎ドクター教育ローン

…大学・大学院等にかかる教育資金に限りです

●その他、開業資金等もお取り扱いしております

お申込み・お問合せは こちらまで

佐賀県医師信用組合

Tel : 0952-37-1424 E-mail : sdcb@deluxe.ocn.ne.jp

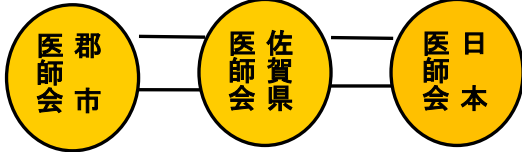


県医師会に入会を希望される先生は、先ず地元の都市医師会に入会していただく必要があります。定款上、都市医師会の会員でなければ、県医師会には入会できません。

また、県医師会の会員は、同時に日本医師会の会員になっていただきます。

入会手続きは、スマートフォンやPC等から、「医師会会員情報システム【MAMIS】(<https://mamis.med.or.jp/login/>)」から簡単に行うことができます。

◆医師会の構成



◆会費・会員区分

(年会費)

県 医			日 医		
A	開業医	107,000	126,000 ※2(66,000)	開業医	A①
B①	私的 医療機関 勤務医	48,000	64,000 ※2(36,000)	勤務医 且医医賠償 加入者 (31歳以上)	A② (B)
			39,000 ※2(11,000)	勤務医 且医医賠償 加入者 (30歳以下)	
B②	公的 医療機関 勤務医	12,000	28,000	勤務医 且医医賠償 未加入者	B
			28,000	自宅会員 ※1日医医賠 責未加入者	
C	研修医	0	21,000 ※2(15,000)	研修医 且医医賠償 加入者	A② (C)
			6,000	研修医 且医医賠償 未加入者	

・上記のほかに都市医師会費があります。

都市医師会の会員区分並びに会費賦課額等につきましては、各都市医師会へお問い合わせ下さい。

※1 廃業B会員は、日医医賠償保険に加入されている先生で、廃業または退職により、自宅会員となり、将来に亘り医療行為を行わない先生が選択可能となります。廃業または退職日より10年間医賠償保険が適用されます。

※2 ()内は、医賠償保険料等充当額です。医学部卒後5年間は、会員区分に関わらず、会費(日医・県医)が減免されますが、医賠償保険料は納入いただきます。

佐賀県医師会 入会の手引き

佐賀県医師会では、勤務医の方々にこぞって入会して頂き、その目的とする医学・医療の発達普及と地域医療の推進に参加されることを望んでやみません。

そこで、入会の手続きや、さしあたって知って頂きたいことについて、お知らせいたします。

令和7年4月1日

一般社団法人 佐賀県医師会

〒840-0054 佐賀市水ヶ江1丁目12番10号

佐賀メディカルセンター4F

TEL 0952(37)1414

FAX 0952(37)1434

URL <http://www.saga.med.or.jp>

メール 以 代 sma@saga.med.or.jp

■佐賀県下の都市医師会

佐賀市医師会 佐賀市水ヶ江1丁目12番11号

〒840-0054 TEL 0952-23-1414 FAX 0952-37-0727

唐津東松浦医師会 唐津市千代田町2566番地11

〒847-0041 TEL 0955-75-5170 FAX 0955-75-5189

鳥栖三養基医師会 鳥栖市幸津町1923番地

〒841-0062 TEL 0942-83-2282 FAX 0942-85-1177

神埼市郡医師会 神埼市神埼町神埼463番地1
(神幸館内)

〒842-0001 TEL 080-2796-1464 FAX 0952-55-9360

多久・小城地区医師会 小城市牛津町勝1499番地1
(しまうちクリニック内)

〒849-0306 TEL 0952-66-6036 FAX 0952-66-6037

武雄杵島地区医師会 武雄市武雄町大字昭和300番地

〒843-0023 TEL 0954-22-3344 FAX 0954-23-2216

鹿島藤津地区医師会 鹿島市大字高津原813番地

〒849-1311 TEL 0954-63-3969 FAX 0954-62-5650

伊万里・有田地区医師会 伊万里市立花町通谷1542番地15

〒848-0027 TEL 0955-23-3270 FAX 0955-23-4002

勤務医の皆さんへ

◆佐賀県医師国民健康保険組合

佐賀県医師会会員で、佐賀県及び本組合が認可を受けた地区内に住所を有する方であれば、当組合に加入していただけます。
給付、保険料等の詳細は、佐賀県医師会事務局福祉課（医師国保）(TEL 0952-37-1414(代))までお尋ね下さい。

◆株式会社 佐賀医協

損害保険代理店業務を主として、昭和 58 年に佐賀県医師会全額出資の株式会社として設立されております。
主たる取引商品は、生命保険、所得補償保険、自動車保険、火災保険、各種傷害保険等です。
詳細は、佐賀県医師会事務局福祉課（佐賀医協）(TEL0952-37-1414(代))までお尋ね下さい。

◆団体保険取扱業務

医師賠償責任保険、所得補償保険、ゴルファー保険、交通事故傷害保険等、各種団体保険を取扱っています。団体保険は、個人で加入した場合と比べ、保険料が割安となります。
詳細は佐賀県医師会事務局福祉課までお尋ね下さい。

◆日本医師会医師年金制度

一生涯受け取れる医師のための終身年金制度であり、加入は任意となっております。
詳細は佐賀県医師会事務局福祉課までお尋ね下さい。

加入資格	新規加入は満 64 歳 6 ヶ月未満の日本医師会会員です。会員の種別は問いません。
------	---

加入方法	県・各都市医師会に加入申込書を配備しております。
------	--------------------------

給付	養老年金	受給開始は(原則)満 65 歳からとなっております、給付期間は基本年金は終身です。
	育英年金	積立てた加算保険料の中から一定期間、受給することが可能です。
	傷病年金	

◆全国国民年金基金日本医師・従業員支部

この制度は、医師や従業員の国民年金（老齢基礎年金）に上乗せして、より豊かな老後を保障する公的な年金制度で、税制上の優遇等特別な措置が受けられます。
加入資格…… 年齢が満 20 歳以上 60 歳未満の方で、国民年金の第一号被保険者に該当し保険料を免除されたり滞納していない医師や従業員(家族を含む)。(国民年金に任意加入されている 60 歳以上 65 歳未満の方も加入可能)
年金の給付…… 年金額は加入口数とその掛金の納付期間によって決まり、65 歳より支給されます。
詳細は佐賀県医師会事務局福祉課までお尋ね下さい。

佐賀県医師会会員の特典

◆機関誌「医界佐賀」の配布

月 1 回発行する機関誌「医界佐賀」は、医療界の動きや日常業務に必要な行政通知、連絡事項、各種学会、諸行事を案内するとともに、会員の寄稿文、ご意見等を掲載しております。

◆佐賀県医師会ホームページ

佐賀県医師会ホームページ (https://www.saga.med.or.jp) では、どなたでもご覧いただける県民向け及び医師向け情報の他に、会員専用のメンバーズルームを設けております。ホームページアカウントは、ご入会后、文書にてお知らせします。

◆情報の提供

機関誌「医界佐賀」（別掲）、日医雑誌、日医雑誌付録(生涯教育シリーズ)、日医ニュース、都市医師会報等が会員となることにより送付され、随時情報が入手できます。

◆医事紛争対策

医療事故及び医事紛争の防止対策に努めるとともに、万が一発生した際は、相手方との交渉や適切な紛争の解決に向けた支援体制を整えています。賠償責任が生じた場合に備え、下記の保険に加入されることをお勧めしています。

日本医師会 医 師 賠 償 責 任 保 險	紛争の処理にあたっては、賠償責任審査会の判定に沿って、日本医師会と佐賀県医師会が連携をとり、処理いたします。
-----------------------------	--

加入方法…… 日本医師会の A 会員となり、会費を納めると、自動的に被保険者となります。
(会員区分及び会費をご参照ください。)
保 険 金…… 1 事故 1 億円・年間 3 億円
(1 事故 100 万円以下は不担保)

- ・日本医師会医師賠償責任特約保険
日本医師会医師賠償責任保険の上乗せ保険として高額賠償（1 事故 3 億円、保険期間中 9 億円）に備えたい A 会員は、任意加入できます。

医 師 賠 償 責 任 保 險 (団体契約)	日本医師会医師賠償責任保険は 100 万円以下が免責（自己負担）となるため、佐賀県医師会（佐賀医協）では、100 万円までを補償する団体医師賠償責任保険を販売しています。
------------------------------	---

◆佐賀医学会等の開催

佐賀医学会・日本医師会生涯教育講座、学術講演会をはじめとした様々な研修会を開催しており、会員には常に研修の機会が与えられます。

◆日医生涯教育制度

年間 0.5 単位 (30 分) 以上の単位取得を申告されると、日本医師会より「日本医師会生涯教育制度学習単位取得証」が交付され、連続した 3 年間に取得された単位数とカリキュラムコード数の合計が 60 以上の会員には「日医生涯教育認定証」が交付されます。

◆専門医「共通講習」

共通講習は、各領域の枠を超えた、医師として必要な知識や態度（人間性や社会性を含む）を扱う講習で、必修講習 A（医療安全、医療倫理、感染対策）、必修講習 B（医療制度と法律、地域医療、医療福祉制度、医療経済、両立支援及びそれらに関連する講習会）および任意講習 C（臨床研究・臨床試験、災害医療）に区分されています。共通講習のカテゴリーと一致する日本医師会の生涯教育制度のカリキュラムコードおよび、「共通講習」の単位取得が可能です。

◆卒後臨床研修制度対策

県内の基幹型臨床研修病院、協力型臨床研修病院等と「佐賀県臨床研修運営協議会」を設置し、情報交換や指導医養成のためのワークショップ、研修医合同オリエンテーションの開催など、円滑な制度運営に向けた取り組みを行っています。

◆日医認定医制度

◎認定産業医◎
常時 50 人以上の労働者を使用する事業所は産業医を選任することとなっています。
日本医師会では基礎研修 50 単位以上を修了した医師、または、それと同等以上の研修を修了したと認められる医師に「日本医師会認定産業医」の認定証を交付しています。
認定証は、5 年間で産業医学生涯研修 20 単位以上を修了した医師が更新できます。
佐賀県医師会では、産業医の資質向上と生涯保健活動の一環である産業医活動の推進を図るために、所定のカリキュラムに基づく、認定・更新のための産業医学研修会を開催しています。

◎認定健康スポーツ医◎
日本医師会が定めた講習科目に基づく健康スポーツ医学講習会（前期・後期）等を修了した医師に「日本医師会認定健康スポーツ医」の認定証が交付されます。
認定証は、5 年間で所定の要件を満たした医師が更新できます。
佐賀県医師会では、地域保健活動の一環である健康スポーツ医活動の推進を図るため、認定健康スポーツ医の更新研修会を開催しています。

◆勤務医対策委員会

会内に勤務医対策委員会を設置し、勤務医師相互の連携・学術研究・福祉親睦を図る一方、勤務医に係る労働環境問題、女性医師の就労に係る問題、医師会活動における勤務医の係わり方等々、向上改善に向けて取り組んでいくことにしています。